

東洋製罐グループの皆様へ

「団体総合生活保険」の ご案内

〔傷害補償 / 個人賠償責任 / 携行品 / ホールインワン・アルバイト費用 / 住宅内生活用動産 / 医療補償 / がん補償 / 介護補償 / 団体長期障害所得補償〕

もしもの「リスク」に
備える補償があると
安心です。



東洋製罐グループならではの保険料
割引
最大 **44%***
団体割引20%、
損害率による割引
30%適用

89歳まで
介護の補償 84歳・所得の補償 59歳
**更新加入が
できます!**



HPは
こちら



中途加入もできます

保険期間中での中途加入も可能です。詳しくは東罐共栄までお問い合わせください。

申込締切

2025年8月8日(金)

保険期間

**2025年10月1日午後4時から
2026年10月1日午後4時までの1年間**

保険料払込方法

2025年12月給与より天引開始

(ご退職者の方は、2025年12月29日よりご指定の口座から毎月引き落とし)

加入方法

- ・加入依頼書の印字内容にて、更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。
- ・新規ご加入の方、変更を希望される方は「加入連絡票」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、各社総務・労務ご担当者もしくは東罐共栄までご提出ください。
- ・P31～「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

※団体総合生活保険に現在ご加入の方はP35を必ずお読みくださいますようお願いいたします。

*所得の補償は損害率による割引はありません。

ケガ・日常の補償

ゴルフ・家財の補償

病気の補償

がんの補償

介護の補償

所得の補償

告知の大切さ・補償の概要等

Q & A

目次

既加入者の方向け **加入依頼書 記入例** P2

新規ご加入希望の方向け **加入連絡票 記入例** P3

保険の対象となる方 P7

団体総合生活保険 P9

傷害補償 ケガ・日常生活の補償 P11

オプション ゴルフ・家財の補償 P14

医療補償 病気の補償 P15

がん補償 がんの補償 P17

介護補償 介護の補償 P19

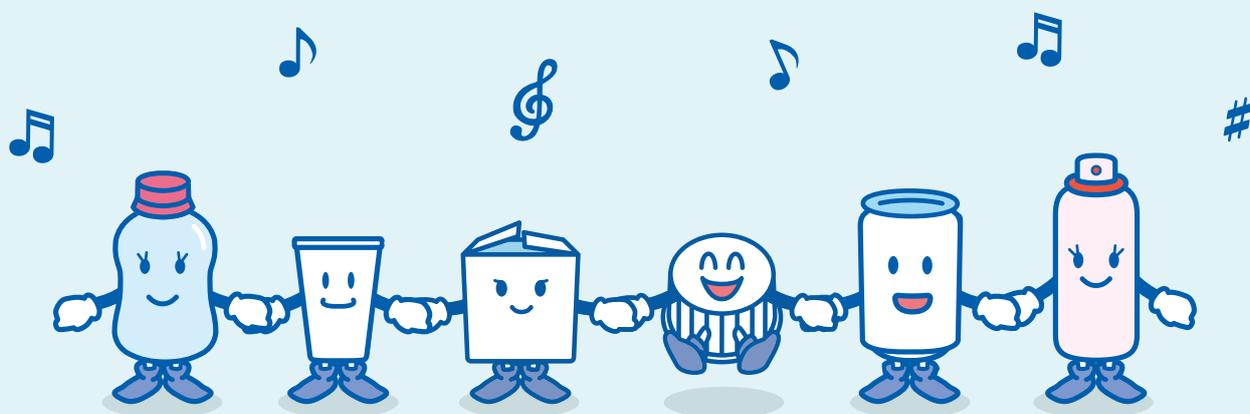
団体長期障害所得補償 所得の補償 P21

告知の大切さ P23

補償の概要等・重要事項説明書 P24

Q&A P36

サービスのご案内 P37



**変更
追加**

既加入者の方向け
加入依頼書 記入例

E 「団体総合生活保険」のご案内 東京海上日動火災保険

加入のお申込みをされるお客様ご用紙

ご記入日 (加入依頼日) **2025年 7月 20日** 加入者 保険期間 令和 7年 10月 1日~令和 8年 10月 1日 払込方法・回数

郵便番号 100-8050 連絡先 (電話番号) 112-3456-7891 加入者 証券番号 123456789

ご住所 カナ トウキョウトチヨダクマルノウチ 1-2-1 生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 所属名 カナ 漢字

漢字 東京都千代田区丸の内 1-2-1

お名前 カナ トウカイ タロウ 所属コード

ご署名・ご捺印 東海 太郎 東海太郎 19927206

私は左頁「ご加入時の同意内容について」を確認し、契約者である企業・団体に対して加入(変更、更新しない等)を依頼します。

ご希望のお取扱欄
加入内容を変更される場合、更新されない場合は該当に○の上、加入依頼書のご提出が必要です。

変更のない場合はご提出不要です。 更新 → 1 加入内容変更 2 被保険者明細追加 3 本被保険者明細は更新しない 4 全員更新しない

ご加入内容をご記入ください。

●ご加入内容を変更される場合
変更されるタイプ名を二重線で削除し、変更後のタイプ名をご記入ください。

●ご加入内容を取りやめる場合
取りやめるタイプ名を二重線で削除してください。

保険料をご確認ください。加入内容を変更される場合は、二重線で削除し、変更後の合計保険料をご記入ください。

ケガ・日常生活の補償	1 ゴルフの補償	2 家財の補償	3 病気の補償	4 がんの補償	5 介護の補償	6 所得の補償
タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ
FD	FAG FBG		M3J	C2	K	

被保険者・1回分 前年同等プラン保険料 円

被保険者・1回分 保険料 ~~2,970~~ 円 **4,910** 円

加入者・1回分 保険料 円

がん補償 介護補償

団体長期障害所得補償 医療補償

告知日(ご記入日) 令和 年 月 日

被保険者本人または親権者・後見人等*5 (自 署)

Cのページに記入してください
記入見本はP3「新規加入 記入例」⑬の **青枠内** をご参照ください

ご署名欄
自署(フルネーム)をお願いします。

必ず忘れずに署名してね!



タイプ
ご加入いただくタイプ名をご記入ください。

●ご加入内容を変更される場合
変更されるタイプ名を二重線で削除し、変更後のタイプ名をご記入ください。

●ご加入内容を取りやめる場合
取りやめるタイプ名を二重線で削除してください。

保険料をご確認ください。加入内容を変更される場合は、二重線で削除し、変更後の合計保険料をご記入ください。



※ **新規加入** **被保険者追加** の加入連絡票は様式が異なります。

新規ご加入希望の方は、東罐共栄までお知らせください。

新規

新規ご加入希望の方向け 加入連絡票 記入例

記入もれに
注意してね

ご記入について

- ご加入の際は、記入方法のご案内に沿ってご記入ください。
- 加入連絡票は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、お手数ですが必要部数をコピーしてご記入ください。
- 加入連絡票は、ご提出前にコピー等を取り、大切に保管してください。
- 出向者の方は出向元の会社名、社員番号をご記入ください。



※パンフレットのP3～P6をご確認の上、ご記入ください。

「団体総合生活保険」加入連絡票

HPはこちら
HPよりパンフレットをご覧いただけます

1 新規加入	2 被保険者追加	3 HPはこちら
---------------	-----------------	-----------------

ご記入日 (加入依頼日)	2025年 7月 20日	加入者 保険期間	2025年 10月 1日 ~ 2026年 10月 1日	※中途加入の場合は二重線で訂正してご希望の加入日をご記入ください。
郵便番号	100-8050	連絡先 (電話番号)	112-3456-7891	会社名
カナ	トウキョウトナヨダクマルノウチ 1-2-1			出生年月日
漢字	東京都千代田区丸の内 1-2-1			44年 2月 13日
お名前	カナ	太郎	性別	男性
ご署名	漢字	東海 太郎	所属 コード	
ご捺印	漢字	東海 太郎	社員 コード	19927206

私(東海太郎)は裏面「ご加入時の同意内容について」を確認し、契約者である企業・団体に対して加入(変更、更新しない等)を依頼します。

ご希望のお手続きは

4 1 新規に加入 更新 2 加入内容変更 3 被保険者明細追加

こちらに、ご署名をお願いします

★加入者 (ご本人)	カナ	本人のお名前	漢字	★生年月日	昭和(平成) 年 月 日	★性別	男性(女性)	★6	者からみた続柄 2桁コード (パンフレットのP4ご参照)
異なる 場合のみ 右欄に記入								あり	裏面に詳細を ご記入ください。
ご加入者 (ご住所 同じ)	カナ	本人のご住所	漢字						
異なる 場合のみ 右欄に記入		住宅 (建物 所在地)							

9	オプション	3	4	5	6	8	がん保険金 受取人氏名	被保険者本人 からみた受取人 の続柄
	1 ゴルフの補償	2 家財の補償	病気の補償	がんの補償	介護の補償	所得の補償	本人(カナ)	02
	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ	タイプ		
	FD	FBG						

▲がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合に記入。
タイプごとの補償内容や保険料等については募集パンフレット等にてご確認ください。

10 被保険者・1回分保険料

2,370 円

11 加入者・1回分合計保険料

2,370 円

(注)被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料を記入

12 回答記入欄(署名欄)

★被保険者本人	所得の補償	病気の補償	がんの補償	介護の補償
質問 1	なし(あり)	なし(あり)	なし(あり)	なし(あり)
質問 2	なし(あり)	なし(あり)	なし(あり)	なし(あり)
質問 3	全てなし(1つ以上あり)			全てなし(1つ以上あり)

告知日(ご記入日) 2025年 7月 20日

被保険者本人または親権者・後見人等*2 (自署) **東海 太郎**

*1 特にお申し出がない限り、更新前契約と同内容での更新となります。
*2 被保険者本人が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。(ご署名例:安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

健康状態告知の内容、ご加入時の同意内容、[がん補償の場合][加入依頼書]「がん保険金受取人の指定の内容*1」について確認・同意します。

介護補償にのみ(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受けいただけません。健康状態告知を行った方がご署名ください。

※ 既加入者の内容変更の加入依頼書は様式が異なります。

3

■ご記入方法のご案内

- ① **記入日を必ず記入**してください。
- ② **加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】**
ご住所、お名前のカナ・漢字、社員コード、生年月日、性別等の必要事項をご記入ください。
※電話番号と郵便番号にはハイフンを入れてください。
- ③ **ご署名欄**
フルネームの**自署**をお願いします。
- ④ **ご希望のお取扱欄**
「**新規に加入**」に○をしてください。
- ⑤ **保険の対象となる方【被保険者】**
本人のお名前のカナ・漢字、生年月日、性別、本人のご住所（「加入者」と同じ場合は、「ご加入者と同じ」に○を、異なる場合は各項目をご記入ください。
- ⑥ 加入者からみた続柄をコード番号でご記入ください。（番号は下記を参照ください。）
- ⑦ 他の保険契約等がある場合には、「あり」に○をし、「加入依頼書」裏面の記入欄に保険等の詳細をご記入ください。
- ⑧ **がんの補償にご加入の場合**
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご**自身（被保険者本人）以外の方に指定する場合に、受取人の続柄をコード番号で記入**してください。（番号は下記を参照ください。）
- ⑨ **タイプ**
ご加入いただくタイプ名をご記入ください。
- ⑩ 被保険者1回分の合計保険料をご記入ください。

- ⑪ 加入者1回分の合計保険料をご記入ください。
※複数人でお申込みされる場合には、ご加入者本人の加入依頼書に合計金額をご記入ください。

- ⑫ **告知等記入欄**
P5、P6の健康状態告知事項にそって、ご回答ください。
下記のいずれかの場合、「健康状態告知書」について確認・同意の上該当の必ず自署をお願いします。

- ・医療補償、がん補償、介護補償、団体長期障害所得補償に新規加入
- ・**修正する場合には訂正印が必要です。**
- ・10月1日時点で15歳未満のお子さまが病気・がんの補償にご加入の場合は**保護者の方がご記入ください。**

【ご署名例】

告知日(ご記入日)	2025年 7月 20日
被保険者本人または親権者・後見人等*6 (自署)	東海 太郎 親権者 東海 花子

- ・介護補償のみ加入される場合、グループ会社社員や退職者の方が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、その方が代理でご署名(告知)いただけます。

【ご署名例】

告知日(ご記入日)	2025年 7月 20日
被保険者本人または親権者・後見人等*6 (自署)	東海 一郎 代理人 東海 太郎



■コード番号一覧

⑥⑨ 続柄コード

01	本人	02	配偶者	03	父母	04	子	05	兄弟姉妹	06	祖父母
07	孫	08	その他親族	10	雇用主(法人)	11	雇用主(個人事業主)	12	従業員	99	その他

健康状態告知事項

以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は加入依頼書(兼告知書)「回答記入欄」にご記入ください。

病気の補償にご加入の方

質問1

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすられていますか。

あり

なし

質問2

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

あり

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。

申し訳ございませんが、お引受けできません。

がんの補償にご加入の方

質問1

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫	上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成
----	----------------------------------	-------	---------------------------------

あり

なし

質問2

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

あり

②医師の診察の結果、別表①の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。

申し訳ございませんが、お引受けできません。

介護の補償にご加入の方

質問1

●以下(1)～(3)のいずれかに該当しますか。

(1)現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。

(2)今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。

(3)今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に別表②の病気であると医師に診断されたこと、または別表②の病気のために医師から検査(注)、治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことはありますか。

(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

1つ以上あり

全てなし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名*1ください。

*1 介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがあります。健康状態告知を行った方がご署名ください。

申し訳ございませんが、お引受けできません。



ご注意事項

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名はボールペンでもれなくご記入ください。
2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。

団体長期障害所得補償にご加入の方

質問
1

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。

あり

なし

質問
2

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

あり

なし

質問
3

告知日(ご記入日)より過去2年以内に

●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。
●「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

(注)検査結果が異常ななかった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

1つ以上
あり

全てなし

お引受けできます。回答をご記入のうえ、ご署名ください。

申し訳ございませんが、
お引受けできません。

別表① (がん補償)お引受けできない病気や所見・症状

病 気 や 所 見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘤*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポーシス)*2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症 状*3		しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

別表② (介護補償)お引受けできない病気

- 肝硬変 ●脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血) ●脳しゅよう ●心筋梗塞 ●心筋症 ●心不全 ●心房細動
- 糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます) ●うつ病 ●双極性障害(躁うつ病) ●統合失調症 ●アルコール依存症
- パーキンソン病 ●アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●前頭側頭葉変性症 ●ピック病 ●(骨折歴を伴う)骨粗しょう症
- 関節炎(リウマチ性、変形性)

*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

「ケガ・日常生活」「病気」「がん」「介護」「所得」、 ライフスタイルにあわせたプランをお選びいただけ

毎年プランが見直せるから、タイプを変更することも簡単。
家族が増えたり、家族が独立したり、ライフスタイルに合わせた補償を選ぼう！



単品 OK	補償内容	本人型	夫婦型	家
ケガ・日常生活の補償 (詳しくはP11~13へ)	日常の生活のケガや賠償事故、 自転車事故などに備えたい	本人型	夫婦型	家
オプション ゴルフ・家財の補償 (詳しくはP14へ)	ゴルフをする時のホールイン ワン費用などに備えたい	本人型		
	家財の盗難などに備えたい			
単品 OK	病気の補償 (詳しくはP15~16へ)	本人型	本人型(配偶者)	本
単品 OK	がんの補償 (詳しくはP17~18へ)	本人型	本人型(配偶者)	
単品 OK	介護の補償 (詳しくはP19~20へ)	本人型(本人の親など)		本人型
単品 OK	所得の補償 (詳しくはP21~22へ)	本人型		

保険の対

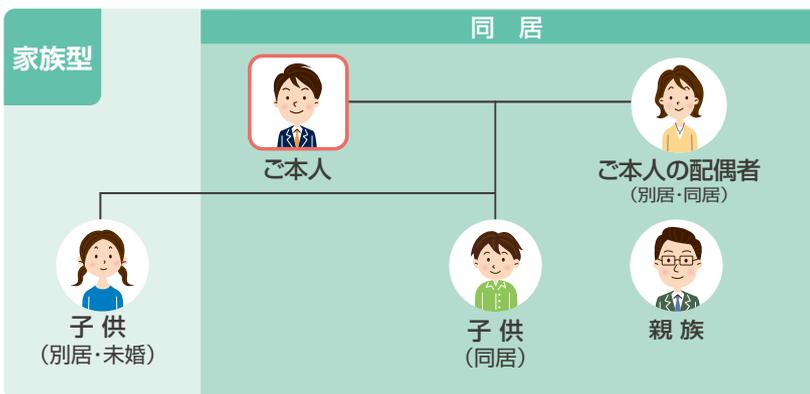
図1 … 傷害補償、携行品、住宅内生活用動産、個人賠償責任、ホールインワン・アルバイト費用 …

※本人*となり得る方

- ① 東洋製織グループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員、退職者
- * 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

	傷害補償、携行品損害			個人賠償責任	ホールインワン・アルバイト費用	住宅内生活用動産
	本人型	夫婦型	家族型	家族型のみ	本人型のみ	家族型のみ
① ご本人	●	●	●	●	●	●
② 上記①の配偶者	—	●	●	●	—	●
③ 上記①またはその配偶者の同居のご親族	—	—	●	●	—	●
④ 上記①またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	●	●	—	●

※「個人賠償責任」はケガ・日常生活の補償「本人型」にご加入の場合でも、家族全員(上記①~④)が保険の対象(家族型と同様)となります。



★ご同居の親族が高齢者住宅等に入居された場合は、保険としては別居扱いとなります。家族型プラン

東洋製罐
グループ
ならではの

保険料最大**44%**割引適用
(団体割引**20%**、損害率による割引**30%***)



*所得の補償は損害率による割引はありません。



族 型	夫 婦 型	89歳
		89歳
		89歳
人型(子)	本人型(子)	本人型(配偶者)
		89歳
		89歳
		84歳
		59歳

象となる方

図2 医療補償、がん補償、介護補償、団体長期障害所得補償

ご本人	医療補償、がん補償	介護補償	団体長期障害所得補償
	本人型	本人型	本人型
	①・②・③	①～⑤	①～⑥

本人*となり得る方

- ① 東洋製罐グループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員、退職者
- ② ①の配偶者
- ③ ①のお子様(同居のお子様、別居の未婚のお子様に限ります)
- ④ ①・②の両親
- ⑤ ①の兄弟
- ⑥ ①と同居の親族・使用人

ただし新規加入は、医療補償・がん補償においては年齢が満5歳以上満70歳以下の方、介護補償については満40歳以上満84歳以下の方、更新は医療補償・がん補償の方は89歳以下の方、介護補償は84歳以下、団体長期障害所得補償は満15歳以上満59歳以下の方に限ります(団体契約の始期日時時点の満年齢をいいます)。
*加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
※対象となるグループ会社については〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

本人型 ①



ご本人

本人型 ②



ご本人の配偶者
(別居・同居)

本人型 ③



子供 (同居) 子供 (別居・未婚)

本人型 ④



①の両親 ②の両親

本人型 ⑤



①の兄弟

本人型 ⑥



①の親族・使用人(同居)

【「保険の対象となる方」における用語の解説】

- (1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります)。
①婚姻意思”を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- (2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません)。
- (3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

※賠償責任に関する補償において、ご本人が未成年者または左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方を含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。

の補償対象外となりますので、ご注意ください。

「団体総合生活保険」は、どんな保

単品
OK

ケガ・日常生活の補償(P11~)

本人型 夫婦型 家族型

ご自身・家族のケガや事故、日常リスクに備える補償

- 1 死亡・後遺障害 2 入院 3 手術 4 通院 セットで安心
 ご家族ぐるみの補償も可能

- ゴルフ場で転倒し捻挫した
- 自動車事故で骨折し入院した
- 外出先で転倒し腕にケガを負った
- 家事をしていてやけどを負った

- 5 個人賠償責任 法律上の損害賠償責任を負った場合に補償
 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

※「本人型」や「夫婦型」にご加入の場合でも、家族全員が保険の対象(家族型と同様)となります。

- 自転車で他人にケガを負わせた
- 風呂の水を溢れさせ階下の住人の財物に損害を与えた
- ゴルフプレー中に打ったボールが当たり他人にケガを負わせた
- 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

- 6 携行品 外出先に持ち出した身の回り品を補償
(ゴルフ用品の損害も補償対象)

- 旅行先に持ち出したカメラを落として修理が必要になった
- ゴルフ中にアイアンを折ってしまい修理した

国内外
問わず
補償



セ

ケガ・日常生活の補償とセットで加入ください。



単品
OK

病気の補償 (P15~)

本人型

突然の病気による入院や手術に備える補償

- 疾病入院保険金は日帰り入院~180日限度で補償 疾病手術保険金は、何回でもお受け取り可
 1年更新型(更新時に補償・タイプの見直しが可能) 医師の診査は不要



単品
OK

がんの補償 (P17~)

本人型

もしもの発症と治療に備える補償

- 一時金としてまとまった保険金のお受け取り可 上皮内新生物や白血病も補償対象
 再発や転移、新たな発症でもお受け取り可 医師の診査は不要



単品
OK

介護の補償 (P19)

本人型

介護が必要になった時、急な出費に備える補償

- 要介護2以上の認定で一時金をお支払(=公的介護保険制度に基づく認定を受けた状態または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金(一時金)をお支払いします。)
 医師の診査は不要 配偶者の親も対象可

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。



険なの？



ツト

ゴルフの補償・家財の補償は、

オプション① ゴルフの補償(P14)

本人型

ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したお祝いの費用等を負担した場合の補償

ホールインワン・アルバトロス費用 日本国内のみ

ケガ・日常生活の補償にホールインワン・アルバトロス費用をセット

●ゴルフ中にめでたくホールインワンを達成して、パーティを開催した!



オプション② 家財の補償(P14)

家族型

自宅内の家財の偶然による事故に備える補償

住宅内生活用動産 日本国内のみ

ケガ・日常生活の補償に住宅内生活用動産をセット

●自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。
●大雨で床上浸水になり、家財が水浸しになった



単品OK 所得の補償 (P21)

本人型

病気やケガでの長期休職に備える補償

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1を超えた場合に、最長満60歳の誕生日まで保険金のお受け取り可*2

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合も保険金のお受け取り可*3 医師の診査は不要

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

*2 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

*3 一部の精神障害は補償対象となりません。また保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、2年となります。



【「保険の対象となる方」における用語の解説】

(1) 配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)

① 婚姻意思*1を有すること②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

加入者年齢が89歳まで(介護は84歳まで、所得は59歳まで)ご継続いただけます。(新規加入は70歳まで、所得は59歳までとなります)

	新規加入		継続	
	加入者	被保険者	加入者	被保険者
ケガ・日常生活の補償	70歳	制限なし	89歳	制限なし
病気の補償		70歳		
がんの補償		70歳		
介護の補償		84歳		84歳
所得の補償		59歳		59歳

※被保険者本人が89歳(介護補償は84歳、所得の補償は59歳まで)となった場合は、継続終了となり、更新はできません。



傷害
補償

ケガ・日常生活の補償

単品
OK

割引

44%

団体割引

20%

損害率に
よる割引

30%

特長

- **団体総合生活保険** です。
団体総合生活保険は、おケガの補償だけではなく、
日常生活に伴うリスク への **補償も付帯** されています。
ご家族を含め、国内外の事故が補償され、さまざまなリスクに対応可能です。



1 死亡・後遺障害

2 入院

3 手術

4 通院

5 個人賠償責任

6 携行品

- **本人型** **夫婦型** **家族型** から選べます。
本人型 **夫婦型** でご加入の場合でも
5 個人賠償責任 は **家族型** での補償となります。
保険の対象となる方についてはP.7の **図1** をご覧ください。



1 死亡・後遺障害

2 入院

3 手術

4 通院

本人型

夫婦型

家族型

- **国内外を問わず** 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる
急激かつ偶然な外来の事故によるケガや熱中症 に対応します。



死亡・後遺障害 ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術 ケガや熱中症で入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院 ケガや熱中症で通院*3した場合に、保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットのP24をご確認ください。

5 個人賠償責任

家族型

- **国内外**において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、**法律上の損害賠償責任を負った場合**に補償します。

			
自転車で走行中、歩行者に追突。他人にケガをさせてしまった。	打ったゴルフボールが、相手に当たりケガをおわせてしまった。	買い物に行って、商品をこわしてしまった。	飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった。
お子様が他人にケガをさせてしまった。	レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。	他人から借りた旅行カバンを盗まれた。	

※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の損害賠償責任が発生しないケースがあります。また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。

*1 対象にならない受託品はP25にてご確認ください。

国内の損害賠償事故*について、

- **示談交渉サービスを実施**

いたします。

*訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。



近年ますます**増加傾向にある自転車事故**。下記の通り、**高額の賠償命令が下りる重大な事故**も起きています。

ご参考:第三者への賠償責任は、高額になるケースがあります!!

判決	賠償命令額	概要
神戸地裁 平成25年7月4日判決	約 9,520 万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

加害者となった時に
かかる費用

=

賠償金

+

弁護士報酬

+

訴訟費用

+

…様々な費用が発生!!!
賠償金だけではありません!

6 携行品

(免責金額 5,000円)

本人型

夫婦型

家族型

- **国内外を問わず** 保険の対象となる方が所有する外出先での携行品の**損壊・盗難事故**等 **偶然な事故**による損害を補償します。

			
旅行中バッグを奪われた。	友人家でゲーム機が壊れた。	ゴルフクラブが折れた。	旅行中にカメラを誤って落として壊れた。

※免責金額とは「自己負担額」のことをさします。※対象にならない物はP26にてご確認ください。

保険金額・保険料表

保険の対象となる方についてはP.7の **図1** をご覧ください。自転車に
乗らない方も
お選び
いただけます

本人型

夫婦型

家族型

		充実コース	標準コース	エコミーコース	オプション重視コース	自転車コース
死亡保険金・ 後遺障害保険金	本人型	500万円	300万円	200万円	100万円	100万円
	夫婦型 家族型	1,000万円	500万円			
入院保険金日額		10,000円	5,000円	3,000円	1,000円	1,000円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の 10 倍、 入院中以外の手術：入院保険金日額の 5 倍					
通院保険金日額		5,000円	3,000円	2,000円	1,000円	1,000円
個人賠償責任保険金	国内： 無制限 国外： 1億円 (「本人型」にご加入の場合でも、家族全員が保険の対象(家族型と同様)となります。)					
携行品保険金 (免責金額5,000円)	20万円					—
月額保険料 (単位：円)	本人型	FD	FE	FZ	FF	FG
		2,020	1,250	880	530	
	夫婦型	K4	K5	KZ	K6	—
		4,390	2,480	1,500	820	
	家族型	KE	KF	KG	KH	—
		7,910	4,400	2,600	1,350	

保険金受取例

Eさん

男性**37**歳標準コース **FE**月額保険料 **1,250**円

たとえばこんな時!! スポーツ大会でアキレス腱を断裂して手術を受けた場合



※上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

オプション

ゴルフ・家財の補償

割引
44%

団体割引 **20%** 損害率による割引 **30%**

オプション① ゴルフの補償〈ホールインワン・アルバトロス費用〉 本人型

- **国内**の9ホール以上を有する**ゴルフ場**で、ゴルフプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成の**お祝いの費用等を負担した場合**に保険金をお支払いします。

- ・以下のア、およびイ、の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
- ア. 同伴競技者
- イ. 同伴競技者以外の第三者*2
- ・記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス



※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
 ※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。
 ※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

ご注意 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

- *1 公式競技の場合は、ア、またはイ、のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- *2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の方で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

保険金額

タイプ名	FAG	FBG
保険金額(免責金額:なし)	20万円	50万円
月額保険料	120円	350円

オプション② 家財の補償〈住宅内生活用動産〉 家族型

- **日本国内**で、自宅内の家財が**偶然的事故によって損害**を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません)、商品・製品や設備・什器(じゅうき)等は、補償の対象となりません。
 ※単身赴任やお子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。



保険金額

タイプ名	KAK	KBK
保険金額(免責金額:5,000円)	50万円	300万円
月額保険料	320円	520円

保険金受取例	Gさん	男性30歳	KAK	月額保険料320円
自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。				
保険金総額	①現金	: 5万円	①5万円+②30万円-③0.5万円	
	②貴金属	: 30万円	34.5万円	
	③免責金額(自己負担額)	: 0.5万円		

※上記は引受保険会社で作成した架空の例であり、過去に実際に発生したものではありません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットのP25~26をご確認ください。



※オプションは単独ではお申込みいただけません。ケガ・日常生活の補償(傷害補償)への加入が必要です。

医療
補償

病気の補償

単品
OK

割引

44%

団体割引

20%

損害率による割引

30%

特長

- 疾病入院保険金は

日帰り入院(入院1日目)から、お支払いします。

- 疾病手術保険金は保険期間中、

何回でもお受取り になれます。

傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*1
2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

手術1回につき 外来手術は入院保険金日額の**5倍**・入院中の手術は**10倍**・重大手術*2は**40倍**

- 日額**10,000円**(M1・M1J)、日額**5,000円**(M2・M2J)、

日額**3,000円**(M3・M3J)の **6タイプから** 選べます。

- **充実コース**なら、**2つの特約**で三大疾病(がん・急性心筋梗塞・

脳卒中)時の一時金、**先進医療*3を受けた**ときに、

保険金・一時金をお支払い します。*4

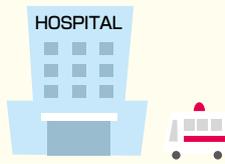
- ご加入の際、**医師の診査は不要** です!

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。

告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。



入院1日目から
1回の入院について
最長**180日間**補償!



手術保険金も補償!
放射線治療*5も補償!

保険料は更新時
(毎年10月1日時点)
の年齢により、
5歳刻みで変更となります



*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

*2 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*3 対象となる先進医療については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*4 三大疾病・重度傷害一時金は保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて
1年以内であるときは保険金はお支払いできません。

*5 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットのP27をご確認ください。



注意

ケガによる入院・手術は補償されません。ケガの補償はP11~13をご覧ください。

保険金額・保険料表

保険の対象となる方についてはP.8の **図2** をご覧ください。

タイプ名(本人型)		充実コース			シンプルコース			
		M1J	M2J	M3J	M1	M2	M3	
保険金額	疾病入院保険金日額	10,000円	5,000円	3,000円	10,000円	5,000円	3,000円	
	疾病手術保険金額*1	手術1回につき外来手術は入院保険金日額の 5倍 ・入院中の手術は 10倍 ・重大手術*2は 40倍						
	放射線治療保険金額*3	入院保険金日額の 10倍						
	三大疾病・重度傷害一時金 (三大疾病のみ)	50万円			—			
	総合先進医療基本保険金額	600万円	300万円	200万円	—			
	総合先進医療一時金額	10万円			—			
月払保険料	年齢	5～9歳	590円	340円	240円	460円	230円	140円
		10～14歳	550円	330円	230円	410円	210円	120円
		15～19歳	620円	360円	250円	490円	250円	150円
		20～24歳	840円	460円	310円	720円	360円	220円
		25～29歳	940円	540円	370円	770円	390円	230円
		30～34歳	1,050円	620円	450円	820円	410円	250円
		35～39歳	1,200円	740円	550円	890円	450円	270円
		40～44歳	1,440円	900円	690円	1,030円	510円	310円
		45～49歳	1,930円	1,220円	930円	1,380円	690円	410円
		50～54歳	2,520円	1,590円	1,220円	1,820円	910円	550円
		55～59歳	3,530円	2,220円	1,700円	2,570円	1,280円	770円
		60～64歳	5,070円	3,170円	2,410円	3,750円	1,870円	1,120円
		65～69歳	6,930円	4,340円	3,300円	5,140円	2,570円	1,540円
		70～74歳*4	9,650円	6,080円	4,660円	7,090円	3,540円	2,130円
		75～79歳*4	12,080円	7,520円	5,690円	9,080円	4,540円	2,720円
80～84歳*4	15,310円	9,490円	7,160円	11,600円	5,800円	3,480円		
85～89歳*4	16,530円	10,400円	7,950円	12,220円	6,110円	3,670円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2025年10月1日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*52種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 対象となる重大手術については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

*3 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払いを限度とします。

*4 新規加入は満70歳までの方に限ります。89歳までご継続いただくことが可能です。

*5 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

新規ご加入の方、更新にあたり補償内容をアップされる方は健康状態の告知が必要です。

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

がん
補償

がんの補償

単品
OK

割引

44%

団体割引

20%

損害率に
よる割引

30%

特長

やっぱりがんは心配という方にうれしい補償がラインナップ。

- がんと診断確定*1されたとき、**一時金**として保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

- **上皮内新生物** や **白血病** も補償対象になります。

- 初めてがんと診断されたときはもちろん
継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の

再発・転移や、新たながんが生じたときでも、

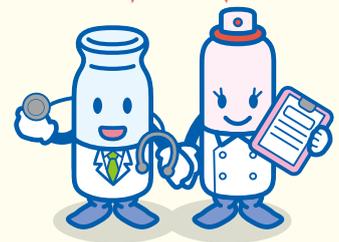
それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

- ご加入の際、**医師の診査は不要**です!

加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

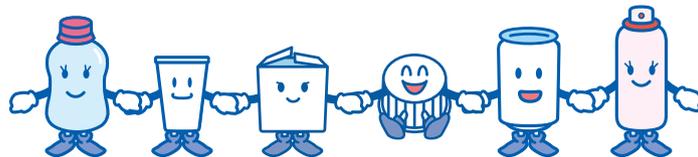
保険料は更新時
(毎年10月1日時点)
の年齢により、
5歳刻みで変更となります



もしもがんになっ
てしまったら…
闘うサポート
いたします!



がんと診断確定されたら*1
一時金をお支払いします!



注意

加入できるのは、お一人さま1タイプ1口までです。

(例) 現在C2タイプ(50万円)にご加入いただいているお客様が、100万円の補償を希望された場合、現契約のC2タイプ(50万円)+追加契約のC2タイプ(50万円)ではなく、C1タイプ(100万円)への変更となります。

保険金をお支払いする主な場合についてはこのパンフレットのP28をご確認ください。

新規ご加入の方、更新にあたり補償内容をアップされる方は健康状態の告知が必要です。
加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

保険金額・保険料表

保険の対象となる方についてはP.8の **図2** をご覧ください。

タイプ名(本人型)		C1	C2
がん診断保険金額		100 万円	50 万円
月払保険料	年齢	5～9歳	50円
		10～14歳	70円
		15～19歳	60円
		20～24歳	30円
		25～29歳	140円
		30～34歳	250円
		35～39歳	470円
		40～44歳	650円
		45～49歳	910円
		50～54歳	1,140円
		55～59歳	1,520円
		60～64歳	2,350円
		65～69歳	3,160円
		70～74歳 ^{*1}	4,580円
75～79歳 ^{*1}	5,160円		
80～84歳 ^{*1}	6,280円		
85～89歳 ^{*1}	7,180円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2025年10月1日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

*1 新規加入は満70歳までの方に限ります。89歳までご継続いただくことが可能です。

介護
補償

介護の補償

単品
OK

割引

44%

団体割引

20%

損害率に
よる割引

30%

特長

突然介護が必要な状態になった場合に一時金300万円をお支払いします。

- 公的介護保険制度に基づく **要介護2** 以上の認定を受けた場合または

東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)*1と診断され、その状態が **90日を超えて継続** した場合に、**保険金(一時金)** をお支払いする独自基準追加型の補償です。

- 年齢が **満40歳以上満84歳以下** (2025年10月1日時点)

の方が介護補償の対象になります。

- ご加入の際、**医師の診査はありません。**

(加入依頼書の質問欄に介護補償の対象となる方の健康状態を、対象となる方に代わって、加入者本人(東洋製罐グループホールディングス株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員、退職者)が告知することができます。健康状態によってはお引き受けできない場合がございます。)

- **認知症** になっても安心して生活いただけるよう、
保険の対象となる方とそのご家族を支える

各種サービス(認知症介護電話相談等) を

ご用意しています

※詳細はP37～38「サービスのご案内」をご参照ください。

*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

保険料は更新時
(毎年10月1日時点)
の年齢により、
5歳刻みで変更となります



ご参考 公的介護保険制度の特徴

特徴①: 40歳以上の方が対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②: 40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は、給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、後記「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

「独自基準追加型」とは?

「独自基準追加型」とは

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が独自に定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはP28～29をご覧ください。

保険金額・保険料表（1名につき）

保険の対象となる方についてはP.8の **図2** をご覧ください。

タイプ名(本人型) (独自基準追加型要介護2)		K	
保険金額		300 万円	
月払保険料	年 齢	40～44歳	130円
		45～49歳	160円
		50～54歳	210円
		55～59歳	310円
		60～64歳	660円
		65～69歳	1,370円
		70～74歳	3,010円
		75～79歳	6,920円
80～84歳		13,080円	

※ 保険料は、被保険者の年齢(団体契約の始期日(2025年10月1日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	65歳以上	40歳以上64歳以下*1	39歳以下
被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	被保険者ではない
受給要件	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ● 要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	対象外

*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

団体長期
障害所得
補償

所得の補償

単品
OK割引
20%
団体割引
20%

特長

- **病気やケガ** で働けなくなり、その期間が **免責期間*1(90日)を超えた** 場合に、**最長満60歳の誕生日** まで長期間にわたり保険金をお支払いします。

※保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は5年となります。

- **メンタルヘルス不調等の精神障害** の場合に保険金をお支払いします(認知症・メンタル疾患補償特約セット)。

※アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

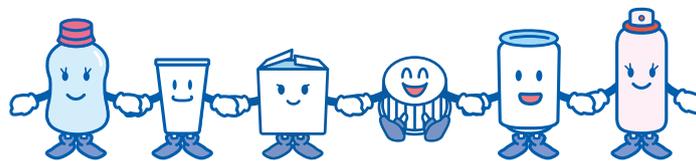
保険料は更新時
(毎年10月1日時点)
の年齢により、
5歳刻みで変更となります



- 免責期間*1経過後、**一部復職した場合も就業に支障** があり、**一定割合(20%)超の所得喪失がある** 場合、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

- ご加入の際、**医師の診査は不要** です!
加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。
告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。



注意

加入できるのは、お一人さま10口までです。

※ご加入の月額保険金額(支払基礎所得額)は、平均月間所得額*1の範囲内、かつ、上限口数(10口)以下で設定してください。平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

*1 加入申込み直前12か月における保険の対象となる方(被保険者)ご本人の所得*2の平均月額をいいます。

*2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合についてはこのパンフレットのP30をご確認ください。

新規ご加入の方、更新にあたり補償内容をアップされる方は健康状態の告知が必要です。
加入依頼書等に健康状態を正しくご記入ください。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

保険金額・保険料表

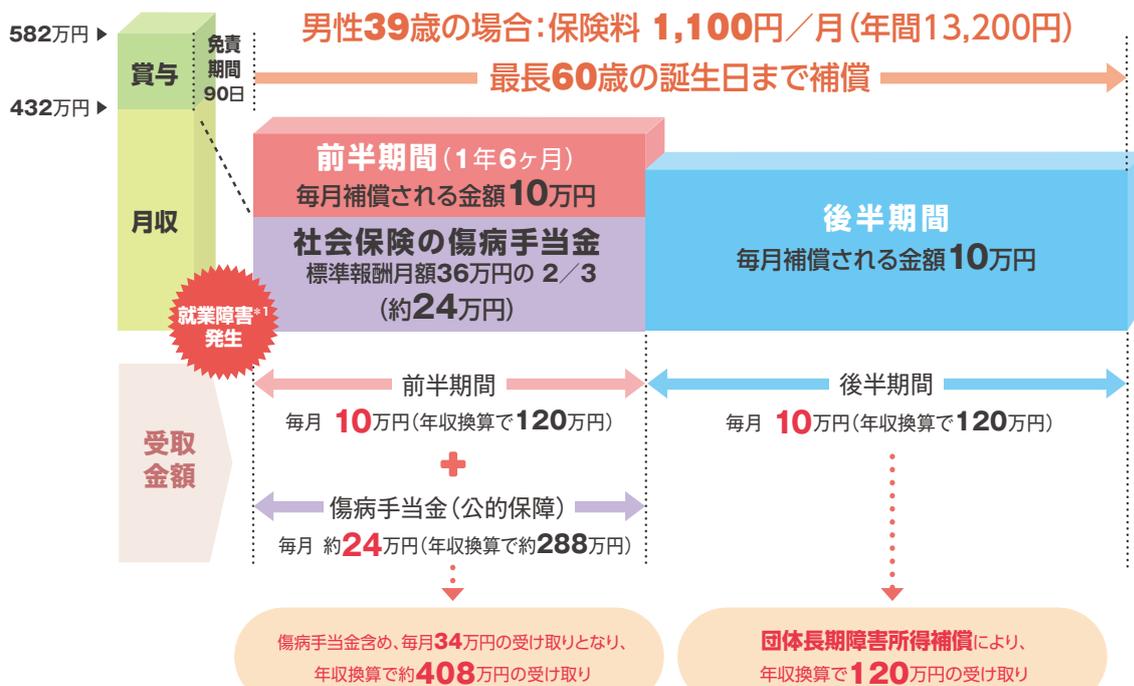
保険の対象となる方についてはP.8の **図2** をご覧ください。

タイプ名(本人型)		GL(男性)	GL(女性)	
1口あたりの保険金額(月額)		5万円		
月払保険料	年齢	15~24歳	400円	260円
		25~29歳	410円	330円
		30~34歳	440円	430円
		35~39歳	550円	640円
		40~44歳	780円	990円
		45~49歳	1,060円	1,340円
		50~54歳	1,230円	1,440円
		55~59歳	1,730円	1,810円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2025年10月1日)時点の満年齢をいいます。)や性別によって異なります。

保険金支払い事例

■ 月収**36万円**、賞与年間**150万円**の年収**582万円**(平均月間所得**48.5万円**)の方で、加入口数**2口**(保険金月額**10万円**)の場合



※所得喪失割合が100%の場合の事例です。

※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。なお、ご契約内容によっては、健康保険の傷病手当金と団体長期障害所得補償のお支払要件が異なることがあります。

※支払基礎所得額(月額)が平均月間所得額の範囲内となるように、加入口数を設定してください。

*1 就業障害の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

*2 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)**ご自身がありのままにご記入**ください。*1

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、
保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2**

*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、
**告知内容についてご確認させて
いただく場合**があります。

えっと、
1年前に…



告知内容を
確認させて
ください

告知いただく内容例は次のとおりです。

- 1 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- 2 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- 3 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無

等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象となることがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



よろしくお願
いたします。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
 ※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。）。

傷害補償

保険の対象となる方がケガ*1*2をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</p> <p>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンングライダ―搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ <p style="text-align: right;">等</p>
	後遺障害保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</p> <p>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	入院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合</p> <p>▶入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</p> <p>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	
	手術保険金	<p>治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合</p> <p>▶入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限りです。*3</p> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限りです。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみをお支払いします。</p>	
	通院保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合</p> <p>▶通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</p> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスチャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。</p>	

補償の概要等

賠償責任に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 自動車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電氣的または機械的的事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

費用に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>■下記①および②の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</p> <p>①同伴競技者</p> <p>②同伴競技者以外の第三者*1</p> <p>■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*1の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。</p> <p>既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含まれません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類別のスポーツ等

財産に関する補償

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約	<p>国内外での、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>
住宅内生活用財産特約	<p>国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個または1組あたり30万円を限度)とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうぎ)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

補償の概要等

医療補償

病気により、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
医療補償基本特約	疾病入院保険金	病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合 ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数-疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ ・アルコール依存および薬物依存 ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいますが)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	疾病手術保険金	病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ① 重大手術(詳細は欄外ご参照) : 疾病入院保険金日額の40倍 ② ①以外の入院中の手術 : 疾病入院保険金日額の10倍 ③ ①および②以外の手術 : 疾病入院保険金日額の5倍 *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等をお支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいますが)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3
	放射線治療保険金	病気やケガの治療のため保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。 *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。	等
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合(保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。) ▶先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
	総合先進医療一時金	病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合 ▶10万円をお支払いします。 ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限りです。	*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。
三大疾病・重度傷害一時金特約	三大疾病のみ補償特約	三大疾病・重度傷害一時金特約	
	三大疾病・重度傷害一時金用	三大疾病・重度傷害一時金用	
		<p>保険期間中に以下のような状態となった場合</p> <p>① 次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■がん*1が新たに生じたと診断確定された場合。なお、がん*1が再発または転移したと診断確定された場合は含みません。 ■この保険契約が継続契約である場合において、原発がん*2が、治療したことにより、がん*1が認められない状態となり、その後改めてがん*1が再発または転移したと診断確定された場合 <p>② 急性心筋梗塞を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により診断され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合</p> <p>③ 脳卒中を発病し、約款に定める所定の状態にあることが医師等により確認され、保険期間中にその治療のため入院を開始された場合</p> <p>▶三大疾病・重度傷害一時金をお支払いします。 ※同一の事故により複数の保険金支払事由に該当した場合は、いずれか1つの保険金として支払うものとし、重複してはお支払いできません。 ※この特約のいずれか1つの保険金をお支払いした場合には、同一保険期間中に上記①～③のいずれかの状態に該当したときでも保険金をお支払いできません。 ※保険金支払事由に該当した日が、同一の保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。</p> <p>*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。</p> <p>悪性新生物および上皮内新生物のことをいいます。具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要CD-10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。</p> <p>なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*3で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときは、その疾病を補償対象に含みます。</p> <p>*2 この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがんをいいます。ただし、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日より前に診断確定されたがんが再発または転移したと診断確定されたがんを除きます。</p> <p>*3 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。 【ご注意】がんと診断確定された場合において、初年度契約の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。</p>	
		<p>※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院 ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに、再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院 <p>※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ② 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ③ 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ④ 日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術 	

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】
一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要となるため、遅くとも治療開始の3週間前までに「お問い合わせ先」までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)
*1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は「お問い合わせ先」までご連絡ください。
・粒子線治療*1が「総合先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。
※変更・中止となる場合があります。

がん補償

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

【悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10」（2013年版）準拠】および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類—腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとし、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

がん補償基本特約		がん診断保険金	保険金をお支払いする主な場合
			保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。 ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【独自基準追加型（要介護2）】

介護補償基本特約		公的介護保険制度運動補償部分の要介護2以上の追加補償特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
			保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合 ① 下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態 ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態 ・先天性疾患によって生じた要介護状態 ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といっています。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3 等
歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。			
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。			
入浴その他の複雑な動作等	次のア、またはイ、のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態（次の（ア）および（イ）のいずれにも該当する状態をいいます。） （ア）他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 （イ）自分では入浴時の洗身（浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません）を行うことができないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身（スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと）ができない。			
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア、からウ、のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末（身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でよごれた部分を拭く行為）をすることができない。（自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。） イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。			

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約+公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約+所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約	<p>②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 衣類の着脱の際に、 <ol style="list-style-type: none"> ボタンのかけはずし、(2)上衣の着脱、(3)ズボンまたはパンツ等の着脱、(4)靴下の着脱について、次のア.またはイ.のいずれかに該当する状態であること。 2つ以上の行為についてできない状態 できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態 認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1)から(21)までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。 <ol style="list-style-type: none"> ひどい物忘れがある。(2)まわりのことに関心を示さないことがある。(3)物を盗られた等と被害的になることがある。(4)作話をし周囲に言いふらすことがある。(5)実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。(6)泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。(7)夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。(8)暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。(9)口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。(10)周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。(11)介護者の助言や介護に抵抗することがある。(12)目的もなく動き回ることがある。(13)自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。(14)外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。(15)1人で外に出たがり目を離せないことがある。(16)いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。(17)火の始末や火元の管理ができないことがある。(18)物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。(19)排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。 食べられないものを口に入れることがある。(21)周囲が迷惑している性的行動がある。 自力で内服薬を服用できない。(23)金銭の管理ができない。(24)自分の生年月日および年齢のいずれも答えることができない。(25)現在の季節を理解できない。(26)今いる場所の認識ができない。 <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。 ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。 *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

団体長期障害所得補償 (GLTD*1) (定額型)

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

[ご注意]ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

*1 GLTDは団体長期障害所得補償 (Group Long Term Disability) の略称です。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間*2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{支払保険金} = \text{支払基礎所得額} * 3 \times \text{所得喪失率} * 4 \times \text{約定給付率} (100\%)$ </div> <p>ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>*2 「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます (お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。)</p> <p>*3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。</p> <p>*4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7}}{\text{免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額}}$ </div> <p>ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>*5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。</p> <p>*6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間 (免責期間*1終了日の翌日からの期間) のことをいいます。</p> <p>*7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。</p> <p>*8 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ (医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。) によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 (その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・妊娠または出産による就業障害</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害</p> <p>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害 (「認知症・メンタル疾患補償特約 (精神障害補償特約 (D))」がセットされていますので、所定の精神障害については精神障害でてん補期間*1を限度にお支払対象になります。)</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害</p> <p>・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約 (初年度契約といえます。) の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害 *2*3</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害でてん補期間が限度となります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>*3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</p>

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます (就業障害の定義: 定義C)。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること。</p> <p>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 免責期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*1」をご確認ください。</p> <p>*2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務 (軽作業や事務作業、テレワーク等) も全くできない状態です。</p>	<p>病気やケガに伴う下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態。</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること。</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること。</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること。</p> <p>*1 てん補期間については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*6」をご確認ください。</p> <p>*2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。</p> <p>*3 所得喪失率については、上記本文 (保険金をお支払いする主な場合欄) 内の「*4」をご確認ください。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取り消させていただきますことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約 ●救護者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定



この保険の保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。



(金融庁ホームページ)

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額*1の増額等はできません。

〔所得補償・団体長期障害所得補償〕

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額*1は、平均月間所得額*2以下(平均月間所得額*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。

*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*3の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の

発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、「II-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店は、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項に

については「Ⅲ-1 告知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合があります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	団体長期障害所得補償	医療補償・がん補償	介護補償
生年月日		★	★	★
性別		★	★	—
健康状態告知*1		★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないことがあります。

【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*3、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

*3 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)

a. 婚姻意思*4を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*4 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*5から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*6。

●責任開始日*5から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*7(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

*5 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*6 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*7 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、「お問い合わせ先」までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1.告知義務等

【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく「お問い合わせ先」までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、「お問い合わせ先」までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支

出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2. 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふ

りがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等



●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5.その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
 したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着したら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

6.事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類

- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
 - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
 - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

<共同保険引受保険会社について>

※医療補償、がん補償、介護補償は東京海上日動単独の引受となります。

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社（幹事）	70%
三井住友海上火災保険株式会社	30%

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の「お問い合わせ先」にて承ります。

事故受付センター（東京海上日動安心110番）

 **0120-720-110**

受付時間：24時間365日

指定紛争解決機関



一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。
 受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。）

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください）。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額*1、免責金額(自己負担額) 保険期間
 保険料・保険料払込方法 保険の対象となる方

*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	団体長期障害所得補償	介護補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	○	○	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	—	○	○	○	○	—
<input type="checkbox"/> 保険金額*1は、平均月間所得額*2以下となっていますか？ (平均月間所得額*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。また、平均月間所得額*2がご加入時の額より減少した場合には、保険金額*1の見直しを行ってください。) なお、保険金額*1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。 *2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	—	—	○	—	—
●「健康状態告知が必要な場合のみ」をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○	○*3	—
●「[ホールインワン・アルバイトロス費用補償特約]にご加入される場合のみ」をご確認ください。 <input type="checkbox"/> 原則として同伴キャディがないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバイトロスは保険金が支払われないことをご確認いただきましたか？ ※同伴競技者以外の第三者の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。	—	—	—	—	—	○

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

ご注意

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は裏表紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

この保険は東洋製罐グループホールディングス株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体保険です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東洋製罐グループホールディングス株式会社が有します。

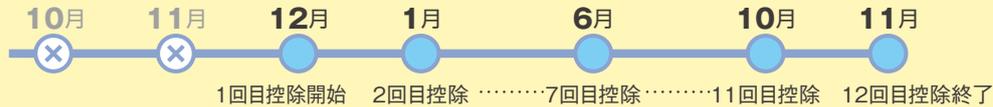
Q&A



Q1 保険料の支払い方法は？

A 団体総合生活保険は保険契約開始月（10月）の2ヶ月後の12月給与から、第1回目分が控除され、翌年の11月で控除終了となります。

団体総合生活保険控除のしくみ（契約始期10/1（1年契約）の場合）



Q2 中途加入はできますか？

A **中途加入は可能です。**ご加入の20日前までにお申込み下さい。なお、月の途中でのご加入ですが、保険料は1ヶ月分いただくことになります。



Q3 何歳まで加入できますか？

A 「ケガ・日常生活の補償、病気の補償、がんの補償」は加入者（グループ従業員もしくは退職者）が**新規加入の場合は70歳以下、更新の場合は89歳以下まで**となります。ただし、介護補償の被保険者のみ84歳まで加入できます。また「所得の補償」については、59歳までとなります。
以降は、更新はできず脱退となります。（契約始期10/1時点での年齢になります）



Q4 定年退職、途中退職時の手続きは？

A 定年退職、途中退職後も引き続き退職者団体にて保険を**更新することができます。**
ご退職される場合はお手続きが必要となります。必ずご連絡くださいますようお願いいたします。ただし、**ご退職後の保険料支払方法は口座振替**（分割払い・月払い）となります。



Q5 介護補償は誰に補償を付けられますか？

A **加入者**（グループ従業員もしくは退職者）、**配偶者、加入者の両親、配偶者の両親、兄弟姉妹、子供**までです。被保険者1人毎の保険料がかかります。ただし、被保険者が40～84歳までの加入となります。詳細はP8をご覧ください。（契約始期10/1時点での年齢になります）
※同時にQ3加入年齢も適用されます。



Q6 日常生活賠償責任（個人賠償責任）補償で、家族を対象に含めたい時は「家族型」に入る必要がありますか？

A いいえ、個人賠償責任補償は、家族型であるため**「本人型」であっても、ご家族も対象**になります。保険の対象となる方の詳細についてはP7～8をご覧ください。



Q7 事故の連絡、相談はどこにすれば良いですか？

A 事故が起きた場合のご連絡先
事故受付センター（東京海上日動安心110番）（受付時間：24時間365日）
☎0120-720-110

または、東証共栄株式会社

本店…フリーコール：0120-470-656（受付時間：平日8:30～17:00）

大阪…フリーコール：0120-934-561（受付時間：平日8:30～17:00）

（直ちに「介護補償」については遅滞なく、医療補償、がん補償については30日以内にご連絡ください。）

その際、①いつ②どこで③だれが④どのようにケガをしたのか⑤どこの病院に行ったのかをおっしゃってください。

（ケガとは、急激・偶然かつ外来のものです。むちうち症・腰痛などで医学的他覚所見がないもの、テニス肘・腱鞘炎・靴擦れ等で急激性のないものはケガにはあたりません。）

その後**保険金請求書をご送付いたします。**ケガが治ってからご請求ください。入院の場合は、ケガをされた日から180日、通院の場合はケガをされた日から180日以内の通院について90日を限度としてお支払いいたしますので、治療中であってもご請求ください。



インターネットでのご連絡はこちらから！



サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!東京海上日動のサービス体制なら安心です。

ご利用はフリーダイヤルにお電話いただくだけ!様々なサービスがご利用いただけます!

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日

☎0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

*2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※ 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※ 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時

☎0120-285-110

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス

www.kaigonw.ne.jp

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時

☎0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

メンタルヘルスサポート

自動セット

※団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や家庭等で起こる様々な「こころ」の問題の解決をバックアップします。

■メンタルヘルス電話相談

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて看護師等にお電話でご相談いただけます。

●受付時間(日祝を除く)

午前9時～午後9時

☎0120-783-503

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

■脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。



監修：川島隆太氏

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

ホームページアドレス <https://tmnf-brain-training.jp>

右記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
 ※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
 ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会*1」をご紹介します。*2

- *1 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。
- *2 年会費については、お客様にご負担いただきます。

■脳健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳健康度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

■認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

- *3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

●受付時間(いずれも土日祝・年末・年始を除く)

■「認知症の人と家族の会」紹介	午前9時～午後5時	☎ 0120-775-677
■脳健康度チェック	午前9時～午後5時	☎ 0120-002-531
■認知症介護電話相談	午前9時～午後5時	☎ 0120-801-276

ご注意ください
(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。))のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシスト、メンタルヘルスサポートの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
敬 具

■ 主な改定点

変更する補償	改定項目	概要
がん補償	「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
医療補償	「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方にご加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を上げます。
傷害補償	参考純率改定等を踏まえた保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。
	職種別による料率区分の廃止	傷害補償における職種別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。
傷害補償、賠償・財産・費用	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。
介護補償	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約ともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「搜索支援サービス」

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先	代理店	東罐共栄株式会社 本社 〒141-0022 東京都品川区東五反田2-18-1 大崎フォレストビルディング2階 フリーコール: 0120-470-656 (受付時間: 平日8:30~17:00) Eメールアドレス: hoken@tokan-kyoei.co.jp 大阪 〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地1-4-10 銀泉桜橋ビル9階 フリーコール: 0120-934-561 (受付時間: 平日8:30~17:00) Eメールアドレス: hokenosaka@tokan-kyoei.co.jp
	引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社(幹事) (担当課) グローバルリスクマネジメント本部 製造・消費財産業部 営業第1チーム TEL: 03-3285-1239